

平成24年10月9日

証券監督者国際機構（IOSCO）による 「石油価格報告機関に関する原則」の公表

平成24年10月5日、証券監督者国際機構（IOSCO[※]）が、石油価格報告機関による価格算定の信頼性向上を目的とした「石油価格報告機関に関する原則」を公表しました。

経済産業省は、本原則について、商品取引所や石油価格報告機関に該当する者等の関係機関に周知を図るとともに、本原則の遵守状況等について評価を行うIOSCOでの議論に、積極的に参画してまいります。

※IOSCOへは、経済産業省、金融庁、農林水産省をはじめ、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）等が加盟しています。

1. 本原則の背景

IOSCO（証券監督者国際機構）は、石油価格報告機関[※]による価格算定の信頼性向上のために「石油価格報告機関に関する原則」を公表しました。本原則は、平成23年11月のG20カンヌ・サミット最終宣言等を受け、IOSCOが、平成24年3月に公表した「石油価格報告機関の機能及び監督」に関する提言書（案）に寄せられた意見・情報を踏まえて、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、国際エネルギー機関（IEA）及び石油輸出国機構（OPEC）と協調して、策定したものです。

※価格報告機関とは、現物やデリバティブ市場における取引価格又は将来時点における価格の算定値を報告する出版社や情報プロバイダー。

「石油価格報告機関のための原則」原文へのリンク：

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD391.pdf>

2. 「石油価格報告機関のための原則」の主な内容

本原則は、石油デリバティブ取引で参照されている価格を算定している価格報告機関が、算定価格の信頼性向上のために自主的に実施すべき事項を定めており、概要は以下のとおりです。なお、本原則は、石油に限定されることなく、コモディティ全般への適用が推奨されます。

- ①価格算定に用いる基準、手続き等の開示
- ②価格算定方法の変更手続きにかかる透明性の確保
- ③約定価格の価格算定への優先採用

- ④情報収集における公正性確保
- ⑤価格算定者の適格性確保
- ⑥価格算定者の内部監督
- ⑦価格算定過程に関する情報の記録保管
- ⑧価格算定部門と他部門又は外部関係者との利益相反の回避
- ⑨苦情処理手続きの規程化
- ⑩関係規制当局への価格算定過程に関する情報提供等
- ⑪本原則の遵守状況に関する外部監査の実施及び公表

3. I O S C Oによる遵守状況評価及びその結果に応じた対応

I O S C Oは、I E F、I E A及びO P E Cと協調しつつ、今後18ヶ月の間、価格報告機関による本原則の遵守状況及びその影響について評価を行います。その結果、遵守が不十分又は本原則の目的を達成するために更なる措置が必要と認められた場合、I O S C Oは、価格報告機関の監督を改善するための提言（適切な当局による直接的な規制等）を検討することとなっております。

（参考）

●G20 カンヌ・サミット最終宣言（平成23年11月）

56. 価格報告機関が石油市場の適切な機能のために果たす役割を認識しつつ、我々は、証券監督者国際機構（IOSCO）に対し、IEF、IEA、及びOPECとの協調の下、2012年の年央までにその機能及び監督を改善するために財務大臣に提言するよう準備することを求める。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/cannes2011/declaration_ky.html

●G20 ロスカボス・サミット首脳宣言（平成24年6月）

62. （略）我々はまた、2012年11月に、他の委任された機関（IEF、IEA及びOPEC）との協働の下に作成される、IOSCOによる価格報告機関の機能及び監視の改善のための提言に期待し、財務大臣に対し、この分野に関する具体的な措置を必要に応じて講じるよう任務を課す。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/loscabos2012/declaration_j.html

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課長 石崎 隆

担当者： 瀬田

電 話：03-3501-1511（内線 4211）

03-3501-6683（直通）